

表1

HSコード	品目	税率および対象国									脚注
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
0703.20.00.00.11	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキ、その他のねぎ属の野菜（生鮮および冷蔵に限る）－ にんにく	5	5	0	5	5	5	0	5	5	3
0703.20.00.00.12	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキ、その他のねぎ属の野菜（生鮮および冷蔵に限る）－ にんにく	5	5	0	5	5	5	0	5	5	3
0712.90.90.00.11	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキ、その他のねぎ属の野菜（生鮮および冷蔵に限る）－ リーキ、その他のねぎ属のもの	2	2	0	2	2	9.7	0	2	2	4

脚注の説明：

- 3) 関税率とともに100キロ（ネット）当たり50ユーロの住宅開発基金課徴金が課税される（ボスニアとコソボ以外に適用）。
- 4) 関税率とともに100キロ（ネット）当たり44ユーロの住宅開発基金課徴金が課税される（ボスニア、コソボ、シンガポール以外に適用）。

表2

HSコード	品目	税率および関税率									脚注
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
0802.31.00.00.00	その他のナット（生鮮および乾燥に限るものとし、殻または皮を除いてあるかないかを問わない）－ 殻付きのもの	4	4	0	4	4	4	0	4	4	4
0802.32.00.00.00	その他のナット（生鮮および乾燥に限るものとし、殻または皮を除いてあるかないかを問わない）－ 殻を除いたもの	4	4	0	4	4	4	4	4	4	5
0803.10.10.00.00	バナナ（プランテンを含むものとし、生鮮および乾燥に限る）－ プランテン	7	0	0	7	7	72.9	7	7	7	6
0803.10.90.00.00	バナナ（プランテンを含むものとし、生鮮および乾燥に限る）－ プランテン	7	0	0	7	7	72.9	7	7	7	6
0803.90.10.00.00	バナナ（プランテンを含むものとし、生鮮および乾燥に限る）－ その他のもの	7	0	0	7	7	72.9	7	7	7	6
0803.90.90.00.00	バナナ（プランテンを含むものとし、生鮮および乾燥に限る）－ その他のもの	7	0	0	7	7	72.9	7	7	7	6

脚注の説明：

- 4) 関税率とともに100キロ（ネット）当たり30ユーロの住宅開発基金課徴金が課税される（ボスニアとコソボ以外に適用）。
- 5) 関税率とともに100キロ（ネット）当たり69ユーロの住宅開発基金課徴金が課税される（ボスニア以外に適用）。
- 6) 関税率とともに100キロ（ネット）当たり83ユーロの住宅開発基金課徴金が課税される（ボスニア、ジョージア、シンガポール以外に適用）。

表3

HSコード	品目	税率および対象国									脚注
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
0902.10.00.00.00	茶（香味を付けてあるかないかを問わない）曰 緑茶（発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る）	7	7	0	7	7	7	7	7	7	5
0902.20.00.00.00	茶（香味を付けてあるかないかを問わない）－ その他の緑茶（発酵していないものに限る）	7	7	0	7	7	7	7	7	7	6
0902.30.00.00.00	茶（香味を付けてあるかないかを問わない）－ 紅茶および部分的に発酵した茶（正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る）	7	7	0	7	7	7	7	7	7	3、7
0902.40.00.00.00	茶（香味を付けてあるかないかを問わない）－ その他の紅茶および部分的に発酵した茶	7	7	0	7	7	7	7	7	7	3、8

脚注の説明：

- 5) 関税率とともに100キロ（ネット）当たり799ユーロの住宅開発基金課徴金が課税される（ボスニア以外に適用）。
- 6) 関税率とともに100キロ（ネット）当たり424ユーロの住宅開発基金課徴金が課税される（ボスニア以外に適用）。
- 7) 関税率とともに100キロ（ネット）当たり1,031ユーロの住宅開発基金課徴金が課税される（ボスニア以外に適用。イランの場合、100キロ（ネット）当たり877ユーロ）。
- 8) 関税率とともに100キロ（ネット）当たり353ユーロの住宅開発基金課徴金が課税される（ボスニア以外に適用。イランの場合、100キロ（ネット）当たり300ユーロ）。

表4

HSコード	品目	税率および対象国									脚注
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
1206.00.91.00.11	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない）	3	3	0	3	3	13.5	0	3	3	11
1206.00.91.00.19	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない）	3	3	0	3	3	13.5	0	3	3	8、10
1206.00.99.00.11	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない）	3	3	0	3	3	13.5	0	3	3	11
1206.00.99.00.19	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない）	3	3	0	3	3	13.5	0	3	3	8、10

脚注の説明：

- 8) 関税率とともに100キロ（ネット）当たり10ユーロの住宅開発基金課徴金が課税される（ボスニア、コソボ、シンガポール以外に適用）。
- 10) 2月1日～6月30日の期間で関税率1.5%とともに100キロ（ネット）当たり4ユーロの住宅開発基金課徴金が課税される（ボスニア、コソボ、シンガポール以外に適用される。ボスニアとコソボは0%、シンガポールは13%が適用）。
- 11) 関税率とともに100キロ（ネット）当たり24ユーロの住宅開発基金課徴金が課税される（ボスニア、コソボ、シンガポール以外に適用）。

- 1：EU、EFTA、イスラエル、マケドニア、モロッコ、パレスチナ、チュニジア、エジプト、アルバニア、チリ、セルビア、モンテネグロ、モーリシャス、モルドバ、フェロー諸島
  - 2：ジョージア
  - 3：ボスニア・ヘルツェゴビナ
  - 4：韓国
  - 5：マレーシア
  - 6：シンガポール
  - 7：コソボ
  - 8：トルコを除くD8（バングラデシュ、インドネシア、イラン、マレーシア、エジプト、ナイジェリア、パキスタン）
  - 9：その他（日本を含む）
- （出所）官報：2020年8月5日付 大統領令第2818号  
 官報URL：https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2020/08/20200805-5.pdf